

回答書

「浪江町例規システム構築及び保守管理業務」の実施要綱等に係る質問につきまして、下記のとおり回答します。

記

No.	資料の種類	ページ	質疑内容	回答
1	浪江町例規システム構築及び保守管理業務公募型プロポーザル実施要項	1	(5)「契約金額の上限額」について、この契約金額の上限は同ページ内の「(3)履行期間」内の契約金額に適用されるのであって、同資料4ページ内の「(3)見積書(任意様式)」後段にある、貴町に提出する「令和8年度～令和11年度にかかる費用の見積書」の金額内訳として年度ごとに記載する金額の上限額は2,800,000円(税込)に限らない、という認識で間違いございませんでしょうか。	お見込みのとおり、「(5)契約金額の上限額」の2,800,000円(税込)とは、「(3)履行期間」である契約締結日から令和8年3月31日までの上限額であり、見積書に記載いただく令和8年度～令和11年度までの年度ごとの運用保守金額を縛るものではありません。
2	浪江町例規システム構築及び保守管理業務公募型プロポーザル仕様書	1	「1 基本仕様」内の(3)において、データベースを構築する際の浪江町例規集のデータの提供形式をご回答いただけますでしょうか。(HTML形式等)	データ提供形式は、HTML形式を予定しています。

事務担当：総務課 行政係 玉川
TEL：0240-34-0235
Mail：namie11010@town.namie.lg.jp